

医政発0331第104号
令和 7年 3月 31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」の一部改正について

歯科衛生士養成所指導ガイドラインについては、「歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日付け医政発0331第61号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「本ガイドライン」という。）によりお示ししているところですが、今般、別紙のとおり、一部改正しましたので、貴管下の関係団体等に対し周知いただくとともに、貴管下の歯科衛生士養成所に対する指導をお願いします。

なお、改正後の本ガイドラインは、令和7年4月1日から適用することとしますが、既に指定を受けている養成所においては、令和8年度の入学者からの適用として差し支えありません。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

歯科衛生士養成所指導ガイドライン

第一 指定申請書等に関する事項

- 1 養成所を設置しようとする者（既に指定を受けた養成所であって校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。）は、様式1による養成所設置計画書（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。）を授業開始予定日の1年前までに、養成所の設置予定地（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。
- 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号。以下「施行令」という。）第3条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）第3条第1項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 3 施行令第4条第1項に基づき、指定規則第4条第1項の変更の承認の申請（学級数を増加しようとする場合を除く。）は、様式2による変更承認申請書を変更予定日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 4 施行令第4条第2項に基づき、指定規則第4条第2項の変更の届出は、様式2による変更届出書を変更後1月以内に、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

第二 一般的事項

- 1 養成所の設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- 2 土地、建物の位置及び環境は教育上適切であること。
- 3 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 4 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- 5 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- 6 指定規則第3条第2項の届出及び第5条の報告は、確実、かつ、遅滞なく行うこと。

第三 学則に関する事項

- 1 学則は養成所ごとに定めること。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 定員及び学級数に関する事項
 - (5) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - (6) 教育課程及び単位数に関する事項
 - (7) 成績の評価に関する事項
 - (8) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - (9) 教職員の組織に関する事項
 - (10) 運営を行うための会議に関する事項
 - (11) 学生の健康管理に関する事項
 - (12) 入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

第四 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員が守られていること。

- 2 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- 3 入学は学年の初めに、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その手続は、学則の定めるところにより厳正に行うこと。
- 4 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- 5 入学、進級、卒業、成績及び出席状況等に関する諸記録が、確実に保存されていること。
- 6 入学時の健康状態の把握、入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ぜられていること。

第五 教員及び事務職員に関する事項

- 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を1名置くこと。
- 3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- 4 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）が定められていること。
- 5 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。
- 6 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- 7 専任教員は、その担当分野に応じ、必要な研修（歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導の実施に必要な能力の向上のための研修や教授方法の研修等）を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。
- 8 原則として、専任の事務職員を置くこと。

第六 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- 2 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択にあたってはそれぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- 3 単位制について
歯科衛生士養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。
 - (1) 単位の計算方法
 - ア 基本的計算方法
1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習、実技及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
 - イ 臨地実習（臨床実習を含む。）
臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、歯科診療所において行うこと。
 - ウ 時間数
時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
 - (2) 単位の認定
 - ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。
 - イ 指定規則別表の備考に定める大学、高等専門学校、養成施設に在学していた者の係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超

えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

- (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
- (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。
- (3) 講義は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、対面による授業を基本としつつも、多様なメディアを利用した遠隔授業を組み合わせで行っても差し支えないこと。ただし、遠隔授業の実施にあたっては同時双方向性を有するなど、専任教員との対面による授業に相当する教育効果が十分に得られるものであることを前提とすること。

第七 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に養成所運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましい。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることがないように配慮すること。

2 教室等

- (1) 普通教室、基礎実習室及び実験室は専用とし、普通教室は、学級数に見合う数を有すること。
- (2) 普通教室の面積は、学生1人につき、1.65㎡以上であり、かつ、1教室の総面積は、24.75㎡以上であること。
- (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31㎡以上であり、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であって、電気、水道（給湯設備を含む。）及び換気等の設備が設けられていること。
- (4) 教室、基礎実習室及び実験室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (5) 図書室を有すること。図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用することは望ましくないこと。
- (6) 教員室、保健室、専用の更衣室（ロッカー室）、標本・機械・器具・材料等を保管する室を有することが望ましいこと。
- (7) エックス線を扱う実習（実験）室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行うこと。
- (8) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。
- (9) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと、この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を併用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。
- (10) 図書室については、2以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用することができること。
- (11) 2以上の養成所又は課程を併設する場合においては、共用とする施設整備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

3 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、別添2に掲げるものを標準として有すること。また、その他の教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、教育内容に応じ、適宜整備すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、教育上必要な標本及び模型等の教材を適宜整備すること。

と。

(3) 図書は、1,000 冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であること。ただし、雑誌は 1 巻を 1 冊として算定すること。

(4) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第八 実習施設に関する事項

1 実習施設としては、病院、歯科診療所以外に、学校・幼稚園・保育所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所・市町村保健センター、その他の社会福祉施設等を適宜含めること。各実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たしており、実習を行うにふさわしい施設である必要があること。

2 歯科臨床の実習施設が備えるべき要件は以下の通りである。

(1) 歯科臨床における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも 1 人は免許を受けた後 4 年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。

(2) 歯科臨床における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各 1 名以上であって、1 施設当たりの学生数は 2 名以上を標準とすること。

(3) 歯科臨床の実習施設には、診療室のほか、学生控室（更衣室、ロッカー等）を有し、別添 3 を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。

第九 その他

養成所の新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

(別添 1)

	教 育 内 容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	小計	10	
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	4	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学、生化学等を含むものとする。 人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。
	歯・口腔の構造と機能	5	
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	
	小計	22	
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。 歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。 生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。 ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。 チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	臨床歯科医学	8	
	歯科予防処置論	8	
	歯科保健指導論	7	
	歯科診療補助論	9	
	臨地実習（臨床実習を含む。）	20	
	小計	54	
選択必修分野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。
	合計	93	

品名

	(1) 機械器具等	
	高圧蒸気滅菌器	一以上
	超音波洗浄器またはそれに準ずる物	一以上
	冷凍冷蔵庫	一以上
	歯科ユニット（エアービン、マイクローモーター、吸引器を含む）	学生三人に 相当数
	口腔ユビキウム	相当数
	マイクロモーターハンドピース（ユニットとは別途）	学生三人に 一以上
	歯科用タービンヘッド	一以上
	歯科用エックス線撮影装置一式	学生数 以上
	フアントム	
	保存治療時の器具・器材一式	相当数
	直接修復の器具・器材一式	相当数
	間接修復の器具・器材一式	相当数
	歯内療法器具・器材一式	相当数
	歯髓処置の器具・器材一式	相当数
	根管処置の器具・器材一式	相当数
	歯周病治療時の器具・器材一式	相当数
	歯周外科治療の器具・器材一式	相当数
	補綴治療時の器具・器材一式	相当数
	義歯作製の器具・器材一式	相当数
	クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式	相当数
	口腔外科治療時の器具・器材一式	相当数
	抜歯術の器具・器材一式	相当数
	消炎手術の器具・器材一式	相当数
	小児歯科治療時の器具・器材一式	相当数
	乳歯による歯冠修復の器具・器材一式	相当数
	乳歯の生活歯髓切断法の器具・器材一式	相当数
	矯正歯科治療時の器具・器材一式	相当数
	訪問診療用器具・器材一式	相当数
	口腔機能評価用器具・器材一式	相当数
	歯科予防処置器具・器材一式	相当数
	エプスケーラー	一以上
	超音波スケイラー	
	歯面清掃器具・器材一式	学生三人に 相当数
	フッ化物歯面塗布器具・器材一式	学生六人に 相当数
	小窩腐溝充填療法器具・器材一式	学生三人に 相当数
	歯科保健指導器具・器材一式（ γ 線活動性試験等）	一以上
	救命救急処置器具・器材一式（AEDトレーナー、酸素吸入器等を含む）	一以上
	生体情報モニター	一以上
	聴診器	以上
	血圧計、体温計、パルスオキシメーター、車椅子	

別添
2

品名 (2) 標本及び模型) 人体骨格模型 人体解剖模型 頭蓋骨模型 齒列發育顎模型 (乳齒列模型、永久齒列模型等) 齒科保健指導器具・器材 口腔周辺器官シミュレータ― (3その他) プロジェクト― 之装置一式 パーソナルコンピュータ― プリンタ― 口腔内撮影用カメラ (付属品も含む) 鍵付き薬品保管庫	数量 一以上 一以上 一以上 一以上 適当数 適当数 一以上 一以上 一以上 適当数 適当数 適当数 一以上
(注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。	

別添 3

品名	数量
歯科ユニット（エアタービン、マイクローモーター、吸引器を含む）	三台以上であつて 学生二人に一つ
歯科用エックス線撮影装置一式	一以上
パノラマエックス線撮影装置	一以上
超音波スケーラーまたは、エラスケーラー	一以上
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	一以上
高圧蒸気滅菌器	一以上
歯科予防処置器具・器材一式	一以上
歯科保健指導器具・器材一式	一以上

歯科衛生士養成所指導ガイドライン新旧対照表

新	旧
歯科衛生士養成所指導ガイドライン 第一 指定申請書等に関する事項 1 養成所を設置しようとする者（既に指定を受けた養成所であつて校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。）は、様式 1 による養成所設置計画書（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。）を授業開始予定日の 1 年前までに、養成所の設置予定地（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令（平成 3 年政令第 226 号。以下「施行令」という。）第 3 条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和 25 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）第 3 条第 1 項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の 6 か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。 3・4 （略） 第二～第四 （略） 第五 教員及び事務職員に関する事項 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を 1 名置くこと。	歯科衛生士養成所指導ガイドライン 第一 指定申請書等に関する事項 1 養成所を設置しようとする者（既に指定を受けた養成所であつて校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。）は、様式 1 による養成所設置計画書（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。）を授業開始予定日の 1 年前までに、養成所の設置予定地（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令（平成 3 年政令第 226 号。以下「施行令」という。）第 3 条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和 25 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）第 3 条第 1 項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の 6 か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。 3・4 （略） 第二～第四 （略） 第五 教員及び事務職員に関する事項 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を 1 名置くこと。

新	旧
3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。 <u>4 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）が定められていること。</u> <u>5 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。</u> <u>6 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。</u> <u>7 専任教員は、その担当分野に応じ、必要な研修（歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導の実施に必要な能力の向上のための研修や教授方法の研修等）を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。</u> <u>8 原則として、専任の事務職員を置くこと。</u> 第六 授業に関する事項 1～3 （略） 4 教育実施上の留意事項 （1） 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。 （2） 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 <u>（3） 講義は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、対面による授業と多様なメディアを利用した遠隔授業を組み合わせで行っても差し支えないこと。ただし、遠隔授業の実施にあたっては同時双方向性を有するなど、専任教員との対面による授業に相当する教育効果が十分に得られるものであることを前提とすること。</u>	3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。 （新設） <u>4 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。</u> <u>5 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。</u> （新設） <u>6 原則として、専任の事務職員を置くこと。</u> 第六 授業に関する事項 1～3 （略） 4 教育実施上の留意事項 （1） 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。 （2） 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 （新設）

新	旧
第七 施設設備に関する事項 1 (略) 2 教室等 (1)・(2) (略) (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31㎡以上であり、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であつて、電気、水道（給湯設備を含む。）及び換気等の設備が設けられていること。 (4)・(5) (略) (6) 教員室、保健室、専用の更衣室〔ロッカー室〕、標本・機械・器具・材料等を保管する室を有することが望ましいこと。 (7) (略) (8) <u>2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。</u> (9) <u>2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと、この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を併用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。</u> (10) <u>図書室については、2以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用するこ</u>	第七 施設設備に関する事項 1 (略) 2 教室等 (1)・(2) (略) (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31㎡以上であり、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であつて、電気、<u>ガス</u>、水道及び換気等の設備が設けられていること。 (4)・(5) (略) (6) 教員室、保健室、専用の更衣室〔ロッカー室〕、標本・機械・器具・材料等を保管する室、<u>実習に関する準備室及び視聴覚室</u>を有することが望ましいこと。 (7) (略) (新設) (新設) (新設)

新	旧
とができること。 (11) <u>2以上の養成所又は課程を併設する場合には、共用とする施設整備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。</u> 3 (略) 第八 実習施設に関する事項 1 実習施設としては、病院、<u>歯科診療所以外に、学校・幼稚園・保育所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所・市町村保健センター、その他の社会福祉施設等を適宜含めること。各実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たしており、実習を行うにふさわしい施設である必要があること。</u> 2 <u>歯科臨床の実習施設が備えるべき要件は以下の通りである。</u> (1) <u>歯科臨床における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。</u> (2) <u>歯科臨床における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上を標準とすること。</u> (3) <u>歯科臨床の実習施設には、診療室のほか、学生控室(更衣室、ロッカー等)を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。</u>	(新設) 3 (略) 第八 実習施設に関する事項 1 実習施設としては、<u>臨床実習施設としての病院、診療所、歯科診療所以外に、臨床実習施設以外の実習施設としての介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</u> 2 <u>臨床実習施設は、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。</u> (1) <u>臨床実習施設における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。</u> (2) <u>臨床実習施設における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は、3名を標準とすること。</u> (3) <u>臨床実習施設には、診療室のほか、学生控室を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。</u>

新	旧
(削除)	<u>3 臨床実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること。</u>
第九 (略)	第九 (略)
別添 1	別添 1

新				旧			
	教 育 内 容	単 位 数	教育の目標		教 育 内 容	単 位 数	教育の目標
基 礎 分 野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。	基 礎 分 野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。
	小計	10	生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。		小計	10	生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。

新				旧			
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	4	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。	専 門 基 礎 分 野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	15	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。
	歯・口腔の構造と機能	5			歯・口腔の構造と機能		
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6			疾病の成り立ち及び回復過程の促進		
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7			歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	
	小計	22	人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。		小計	22	人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。

新				旧			
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。
	臨床歯科医学	8	歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。	臨床歯科医学	8	歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。	歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。
	歯科予防処置論	8	高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。	歯科予防処置論	8	高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。	高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。
	歯科保健指導論	7	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。	歯科保健指導論	7	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。
	歯科診療補助論	9	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および	歯科診療補助論	9	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および
	臨地実習（臨床実習を含む。）	20	集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。	臨地実習（臨床実習を含む。）	20	集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。	集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。
	小計	54	チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健	小計	54	チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健	チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健

新				旧			
			等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。				等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
選 択 必 修 分 野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。	選 択 必 修 分 野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。
	合計	93			合計	93	

新		旧	
別添 2		別添 2	
品名	数量	品名	数量
(1 機械器具等)		(1 機械器具等)	
高圧蒸気滅菌器	一以上	高圧滅菌器	一以上
(削除)	(削除)	乾熱滅菌器	一以上
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	一以上	(新規)	
(削除)		血圧計	学生数の五 分の一以上
※項目移動		冷凍冷蔵庫	一以上
冷凍冷蔵庫	一以上	ユニット (歯科用吸引器を含む。)	学生数の五分 の一以上
歯科ユニット (エアタービン、マイクロモーター、吸 引器を含む。)	学生三人に一	(新規)	(新規)
口腔外バキューム	適当数	電気エンジン (ユニットとは別途)	学生数の五分 の一以上
マイクロモーターハンドピース (ユニットとは別途)	学生三人に一	歯科用タービン	二以上
歯科用タービンヘッド	二以上	超音波歯石除去器	学生数の五分 の一以上
(削除)		超音波洗浄器	一以上
(削除)		紫外線器具保管箱	適当数
※高圧蒸気滅菌器の下に項目移動した上で一部追記		歯科用エックス線装置	一以上
(削除)	(削除)	エックス線フィルム自動現像器	一以上
歯科用エックス線撮影装置一式	一以上	歯科用シャーカステン	一以上
(削除)	(削除)	ファントーム	学生数
(削除)	(削除)	酸素吸入器	一以上
ファントーム	学生数		
(削除)		口腔外科処置用器具一式	一以上
※「救命救急処置器具・器材一式」に含まれるものと して項目移動			
(削除)			
※項目移動			

新		旧		
(削除)		矯正処置用器具一式	一以上	
※項目移動				
(削除)		補綴処置用器具一式	一以上	
※項目移動				
(削除)				
※項目移動		保存処置用器具一式(歯髄診断器・電氣的根長測定器・ 電動式アマルガム練和器等を含む)	一以上	
保存治療時の器具・器材一式	(削除)	(新規)	(新規)	
直接修復の器具・器材一式	適当数	(新規)	(新規)	
間接修復の器具・器材一式	適当数	(新規)		
歯内療法時の器具・器材一式		(新規)	(新規)	
歯髄処置の器具・器材一式	適当数	(新規)	(新規)	
根管処置の器具・器材一式	適当数	(新規)		
歯周病治療時の器具・器材一式		(新規)	(新規)	
歯周外科治療の器具・器材一式	適当数	(新規)		
補綴治療時の器具・器材一式		(新規)	(新規)	
義歯作製の器具・器材一式	適当数	(新規)	(新規)	
クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式	適当数	(新規)		
口腔外科治療時の器具・器材一式		(新規)	(新規)	
抜歯術の器具・器材一式	適当数	(新規)	(新規)	
消炎手術の器具・器材一式	適当数	(新規)		
(削除)	(削除)	予防処置器具一式(各種フッ化物塗布器等を含む)	一以上	
※項目移動		歯科保健指導器具(顕微鏡・う蝕活動性試験装置等)	学生数の五分 の一以上	
(削除)	(削除)			
※項目移動				
小児歯科治療時の器具・器材一式		(新規)		
乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式	適当数	(新規)		
乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式	適当数	(新規)		
矯正歯科治療時の器具・器材一式	適当数	(新規)		

新		旧	
訪問診療用器具・器材一式 口腔機能評価用器具・器材一式 歯科予防処置器具・器材一式 エアスケーラー 超音波スケーラー 歯面清掃器具・器材一式 フッ化物歯面塗布器具・器材一式 小窩裂溝充填器具・器材一式 歯科保健指導器具・器材一式（う蝕活動性試験等） 救命救急処置器具・器材一式（AED トレーナー、酸素吸入器等を含む） 生体情報モニター 聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター、車椅子	適当数 適当数 一以上 学生三人に一 学生六人に一 適当数 学生三人に一 適当数 一以上 一以上 適当数	（新規） （新規） （新規） （新規） （新規） （新規） （新規） （新規） （新規） （新規）	

新		旧	
別添 3		別添 3	
品名	数量	品名	数量
歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	三台以上であって学生二人に一以上	ユニット(歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)	三台以上であって学生数の二分の一以上
歯科用エックス線撮影装置一式	一以上	歯科用エックス線装置	一以上
パノラマエックス線撮影装置	一以上	パノラマエックス線撮影装置	一以上
(削除)		超音波歯石除去器	一以上
超音波スケーラーまたは、エアスケーラー	一以上	(新規)	
(削除)		フッ化物塗布器具	適当数
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	一以上	超音波洗浄器	一以上
高圧蒸気滅菌器	一以上	高圧滅菌器	一以上
(削除)		紫外線器具保管箱	適当数
歯科予防処置器具・器材一式	一以上	(新規)	
歯科保健指導器具・器材一式	一以上	歯科保健指導器具(顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)	適当数
(削除)		学生用ロッカー	学生数
			(注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」に関する質疑応答集（Q&A）について

歯科衛生士養成所指導ガイドラインについては、「「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」の一部改正について」（令和 7 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 104 号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「本ガイドライン」という。）のとおり、一部改正したところです。

今般、本ガイドラインに関して、質疑応答を別添のとおり作成いたしましたので、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)

本ガイドラインに関する質疑応答集 (Q&A)

Q 1 教育上必要な機械器具として別添 2 に掲げられている「歯科ユニット」については、これまで「学生数の五分の一以上」だったところ、今回の改正において「学生三人に一」とされたが、学生数に対して歯科ユニットが足りない場合に新たに歯科ユニットを購入する必要があるのか。

A 1

本ガイドラインにおいては、教育上必要な機械器具等の標準として有する数量を示している。既に指定を受けている養成所であって入学定員等の変更がなく、追加で歯科ユニットを整備することが困難な場合には、現行のままでも差し支えないが、歯科ユニットを用いて行う実習等において、当該授業による教育効果が十分得られるよう、教育方法、体制等に配慮すること。

Q 2 今回の改正において、新たに必要とされた機械・器具について、速やかに整備する必要があるのか。

A 2

改正後の本ガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしているが、学生の教育に必要な機械・器具について、教育効果が十分得られるよう、各施設の実情や準備状況に応じて適切にご対応いただきたい。なお、新たに養成所を設置しようとする場合には、当初から必要数を整備する必要がある。

様式 1

歯科衛生士養成所 設置計画書・校舎変更計画書

1 名 称				4 連絡者
2 位 置				氏 名
3 設置者	法人名			役職名
	所在地			TEL
				FAX
5 開設・変更 予定年月 (授業開始)	年 月 授業開始			
6 定員等	1 学年定員 名		高卒 年課程(昼・夜)	
7 建 物	土地面積	m ²	建物面積	m ²
	室の名称 (用途)	面積(m ²)	室の名称 (用途)	面積(m ²)
	8 設備に要 する費用	区 分	整 備 方 法	
土 地				千円
建 物				千円
設 備				千円
合 計				千円
9 資金計画	区 分		金 額	
	自己資金		千円	
	借入金		千円	
	その他(具体的に)		千円	
	合 計		千円	

添付書類

1 設置理由に関する書類

校舎の全面変更又は学級数の増加をしようとするにあつては、その理由

2 設置者に関する書類

(1)設置者が法人である場合

ア 法人の寄付行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人許可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人が歯科衛生士養成所について議決している場合は、その旨を記載した議事録

(2)設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

3 長に関する書類

長の氏名及び略歴

長の就任承諾書(養成所を設置しようとする場合に限る。)

4 建物に関する書類

校舎の配置図及び平面図

5 整備に関する書類

(1)土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄付を受ける場合登記書抄本及び寄付申込書、買収又は賃借の場合見積書

(2)建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

6 資金計画に関する書類

(1)自己資金

金融機関による残高証明書等

(2)借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書があればその書類の写

(3)寄付金等

ア 寄付申込書

イ 寄付をする者の財産を証明する書類

7 教育環境に関する書類

設置予定地の周辺地図

様式2-1

歯科衛生士養成所 変更承認申請書・変更届出書・変更承認申請及び届出書

1 名 称			4 連絡者	
2 位 置			氏 名	
3 設置者	法人名		役職名	
	所在地		TEL	
			FAX	
5 変更年月日	年 月 日			
6 適用年月日	年 月 日			
7 承認事項 (いずれかに○)	☐ 学則 学科課程 ☐ 学則 修業年限 ☐ 学則 入所定員 ☐ 校舎各室の用途及び面積 ☐ 実習施設			
8 届出事項 (いずれかに○)	☐ 学則 学費 ☐ 学則 学級数 ☐ その他 ()			

添付書類一覧表(記載例)

整理 番号	提出書類	変更事項						
		承認事項					届出事項	
		学則			校舎各室の用途 及び面積	実習施設	学則	
		学科課程	修業年限	入所定員			学費	学級数 その他
①	変更承認申請書(様式2-1)	○						
2	変更届出書(様式2-1)							
③	変更理由書	○						
④	新旧対照表(様式2-2)	○						
5	校舎各室の用途及び面積新旧対照表(様式2-3)							
6	校舎各室の用途及び面積一覧表(校舎部分に変更がない場合)(様式2-4)							
⑦	新学則(案)全文	○						
⑧	旧学則全文	○						
⑨	変更について法人の決定を確認できる書類(議事録の写し等)	○						
10	校舎の増改新築にかかる資金計画書							
11	養成所の教育環境の状況を確認できる書類(校舎移転の場合に限る。)							
12	養成所周辺の地図(校舎移転の場合に限る。)							
⑬	事務等職員、教職員及び学生の状況調書(様式2-5,6,7)	○						
⑭	授業実施計画表(様式2-8)	○						
15	校舎が消防法及び建築基準法を遵守していることを確認できる書類							
16	地域歯科医療関係者との協力体制を確認できる書類							
17	機械器具、標本及び模型等目録(様式2-9)							
18	図書目録(様式2-10)							
19	校舎の新旧配置図(新部分は赤で、旧部分は青で囲み表示すること。)							
20	校舎の新旧平面図(19と同じ表示をすること。)							
21	校舎の平面図(校舎部分に変更がない場合に限る。)							
22	歯科臨床の実習施設の概況書(様式2-11)							
23	歯科臨床の実習施設(様式2-12)・歯科臨床の実習施設以外の実習施設(様式2-13)承諾書							
24	養成所を中心とした実習施設の位置を示す地図							
㉕	その他の変更事項を確認できる書類	○						

(注意事項)

- 1 提出部数は、各都道府県の指示によること。
- 2 書類の編綴順は、整理番号順とすること。
- 3 添付書類一覧表は変更事項の提出書類の欄に○を記入し、提出書類の整理番号を○で囲む。
- 4 3「変更理由書」については、変更の理由を具体的かつ詳細に記入すること。
- 5 10「校舎の増改新築に係る資金計画書」については、手持資金又は借入金の別を明示し、手持資金の場合は、法人の余剰金の状況等その額を確認できる書類を、借入金の場合は、養成所分を除く法人経理上の返済計画等を明らかにした書類を添付すること。
- 6 11「養成所の教育環境の状況を確認できる書類」については、養成所の教育環境が適当であるか否かを判断するための資料とするので、その状況を具体的かつ詳細に記入すること。
- 7 20「校舎の新旧平面図」及び 21「校舎の平面図」については、寸法、面積の積算、電気、ガス、水道、採光、換気、給湯設備の状況を明示すること。
- 8 25「その他変更事項を確認できる書類」については、必要に応じて提出すること。
- 9 承認事項に係る変更の場合は、様式 2-1 を「歯科衛生士養成所 変更承認申請書」とし、届出事項に係る変更の場合は、様式 2-1 を「歯科衛生士養成所 変更届出書」とし、承認事項に係る変更に届出事項に係る変更が伴う場合には、様式 2-1 を「歯科衛生士養成所 変更承認申請及び届出書」とし、届出事項にかかる変更の記載も含めて差し支えないこと。

様式 2-2

新 旧 对 照 表

施設名

新	旧
(実習施設変更の場合の記載例)	
変更なし 1 ア 歯科医院 2 イ 歯科診療所 3 ウ 総合病院 4 エ 歯科医院 5 オ 歯科医院 6 カ 歯科診療所 7 キ 歯科診療所	
8 ク 歯科医院 9 ケ 歯科医院 10 コ 介護老人保健施設	
計 10 施設	計 7 施設

(作成上の注意)

- 1 学則の変更の場合は、変更部分条項のみを記入し、変更部分を赤線で明示すること。
- 2 実習施設の変更の場合は、新、旧全施設名及び施設数合計を記入し、変更部分を赤線で明示のこと。
ただし、旧施設に変更がない場合は、「新」欄において、旧施設をカッコでくくり、「変更なし{ }」とし、そのあとに追加施設を記入のこと。
- 3 学則を全面改正する場合は、「新」欄に「全面改正」と明示し、承認事項変更部分のみを記入のこと。

様式 2-3

校舎各室の用途及び面積新旧対照表

施設名

階別	室名	基準面積	新面積	旧面積	備考
階		m ²	m ²	m ²	

(作成上の注意)

- 1 各室の面積は内測有効面積を記入のこと。
- 2 各室の面積はつぎによること。
 - (1) 普通教室・・・学生 1 人当たり 1.65 m² 以上で 1 室 24.75 m² 以上であること。
 - (2) 実習室、実験室・・・各室学生 1 人当たり 2.31 m² 以上で 1 室 34.65 m² 以上であること。
 - (3) 図書室・・・20 m² 以上で、学生全員に合わせ十分な面積を確保すること。
 - (4) 更衣室・・・全学年のロッカーを置き、なおかつ、更衣及び通路面積を確保すること。
 - (5) 標本室・・・1 クラスの学生が入って説明が受けられる程度の面積をできるだけ確保すること。
 - (6) 機械、器具、材料等保管室・・・機械、器具、材料等を十分に収納できる面積を確保すること。

施設名

1 各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

- (1) 普通教室…学生 1 人当たり 1.65 m²以上で1室 24.75 m²以上であること。
- (2) 実習室、実験室…各室学生 1 人当たり 2.31 m²以上で1室 34.65 m²以上であること。

(3) 図書室・・・20 m²以上で、学生全員に合わせ十分な面積を確保すること。

(4) 更衣室…全学年のロッカーを置き、なおかつ、更衣及び通路面積を確保すること。

(5) 標本室・・・1クラスの学生が入って説明が受けられる程度の面積をできるだけ確保すること。

(6) 機械、器具、材料等保管室・・・機械、器具、材料等を十分に収納できる面積を確保すること。

様式 2-5

年度事務等職員、教職員及び学生の実況調査

施設名

1 事務等職員の状況

整理 番号	氏 名	年齢	職 名	専任、兼任及び常勤、非常勤の別	職務内容	備 考
		歳				

2 教職員の状況

整理 番号	氏 名	年齢	担当科目	担当年月日	専任、兼任 及び常勤、 非常勤の 別	最終学校及び卒業 年月日	免許資格及び取得 年月日	年間担 当時間	学校教育 法第 9条該 当の有 無	現職	備考
		歳					昭 平 年 月	昭 平 年 月	時間		

3 学生の状況

区 分	1学年	2学年	3学年	計
定 員 現 員	名	名	名	名

(作成上の注意)

- 1 教職員には、実習施設の指導教員、実習指導者も含むものとし、講義担当教員等の次に1行あけて「指導教員又は実習指導者」と表示し、指導教員については、様式 2-11(歯科臨床の実習施設の概況書)の記載順に記入のこと。又、講義と実習指導を兼ねる場合は、両方に記入し、備考欄に兼ねている旨記入のこと。
- 2 一教員が、複数の科目を担当する場合及び1学年、2学年等を担当する場合は、それぞれの年間担当時間が判るように記入のこと。
- 3 認可後に変更になった教員については、整理番号を○で囲み、本人及び所属長の就任承諾書、履歴書、免許証の写、発表文献の写等教員資格が確認できる資料を添付すること。なお、就任承諾書については、様式 2-6 及び様式 2-7 によること。
- 4 担当科目は指定規則(学則)に合せた表現とし、その細目についてはカッコ書(例、解剖生理のうち解剖のみを担当する場合は「解剖生理(解剖)」と記入すること。)とすること。
- 5 現職欄には養成所専任者はその職名を、兼任者は専任職名をそれぞれ記入するものとする。
- 6 変更の承認の申請に当っては、変更しようとする年度分を、変更の届出に当っては、現在分をそれぞれ作成のこと。
- 7 学生現員が入所(入学)定員を超過している場合は、その超過となった理由及び今後の具体的改善計画を内容とした「定員超過の理由書」を添付のこと。

様式 2-6

年 月 日

養成所設置者 殿

所属施設名
所在地(勤務者でない場合は住所)
電話番号
氏 名

印

就任承諾書

(養成施設の名称)養成所(又は学校)の専任(又は兼任)教員(歯科臨床の実習施設については指導教員、歯科臨床の実習施設以外の実習施設については実習指導者)として下記のとおり就任することを承諾します。

記

- 1 就任年月日
- 2 担当科目
- 3 年間担当時間(兼任教員のみ)

時間(週 時間)

(作成上の注意)

- 1 担当科目については、指定規則(学則)に合わせることにし、その細目をカッコ書(例、解剖生理(解剖)等)で表すこと。
- 2 氏名、印は本人自筆、押印のこと。

様式 2-7

年 月 日

養成所設置者 殿

所属施設名
所在地
電話番号
所属長

印

就任承諾書

下記の者が(養成施設の名称)養成所(又は学校)の専任(又は兼任)教員(歯科臨床の実習施設については指導教員、歯科臨床の実習施設以外の実習施設については実習指導者)として就任することを承諾します。

記

- 1 所 属(詳細に記入のこと)
- 2 現 職 名
- 3 氏 名
- 4 就任年月日
- 5 担当科目
- 6 年間担当時間(兼任教員のみ)

時間(週 時間)

(作成上の注意)

担当科目については、様式 2-6 に同じ。

(作成上の注意)

- 1 合計単位数は学則単位数を下廻らないこと。 2 学科目の記載については指定規則順とすること。 3 この表に記載してある内容は記載例である。

様式 2-9

機械器具、標本及び模型等目録

施設名 _____

区 分	分類 番号	整理番号	品 名	数量	製作年月	使用する 主な科目名	備考
機械器具 ・ ・ 標本模型 ・ その他 ・	I II III	1-1 から 1-3 ・ ・	・ ・ ・	台 3			

(作成上の注意)

- 1 分類番号、整理番号については記載例である。
- 2 記載は指導要領順とする。
- 3 1クラスを班(グループ)に分けて教育を行う場合はその班の(グループ)数を備考欄に記入のこと。
- 4 セットで表示される品目については、1セット当りの数量を備考欄に記入のこと。
- 5 製作年月が確認できない場合は、購入年月を記入しその旨を表示のこと。
- 6 使用する主な科目名を記載すること。

様式 2-10

図 書 目 録

施設名 _____

区 分		図 書		雑 誌		合 計	
		種類	冊数	種類	冊数	種類	冊数
専 門 科 目	(記載例) 解剖生理 病理細菌 ・ ・ 計	種	冊	種	冊	種	冊
一般教養科目							
合 計							

(作成上の注意)

- 1 雑誌については、1巻を1冊として算定のこと。
- 2 図書及び雑誌は、1つの科目に片寄らないこと。

区分	施設名電話番号			
1 開設者名				
2 開設年月日				
3 所在地				
4 指導教員				
歯科医師名				
歯科衛生士名				
5 1回あたりの派遣学生数	名			
6 設備、機械器具数				
(1) 歯科ユニット				
(2) 歯科用エックス線撮影装置一式				
(3) パノラマエックス線撮影装置				
(4) 超音波スケーラーまたはエアスケーラー				
(5) 超音波洗浄器またはそれに準ずる物				
(6) 高圧蒸気滅菌器				
(7) 歯科予防処置器具・器材一式				
(8) 歯科保健指導器具・器材一式				
(9) 学生控室(更衣室、ロッカー等)				
7 実習科目				
8 実習期間(実日数)				
9 最近1年間に歯科疾患の予防処置を受けた者の数				
10 同歯科診療を受けた者の数	日 名 名			

(作成上の注意)

- 1 この表には様式 2-6 及び様式 2-12の承諾書をそれぞれ添付のこと。(新規分のみ)
- 2 指導教員が2名を超える場合は、適宜欄をずらして記入のこと。
- 3 この表の他に、各施設毎に「歯科医師」「歯科衛生士」「その他」の区分で職員数を記入した書面を添付のこと。

設 置 者 殿

施設名
所 在 地
電 話 番 号
開 設 年 月 日
開 設 者 名



歯科臨床の実習施設 承諾書

(養成施設名称)養成所(又は学校)の歯科臨床の実習施設として(施設名)を使用することを承諾します。

記

1 指導教員

- (1) 歯科医師 (氏名記入)
(2) 歯科衛生士(氏名記入)

2 1回あたりの学生受入数 名

3 臨床実習科目 臨床実習(内容記入)

4 実習期間 年 月から 月までの 日間(実日数)

5 最近1年間に歯科疾患の予防処置を受けた者の数 人

6 最近1年間に歯科診療を受けた者の数 人

7 設備、機械器具数

品名	数量	品名	数量
歯科ユニット 歯科用エックス線撮影装置一式 パノラマエックス線撮影装置 超音波スケーラーまたはエアスケーラー 超音波洗浄器またはそれに準ずるもの 高圧蒸気滅菌器		歯科予防処置器具・器材一式 歯科保健指導器具・器材一式 学生控室(更衣室、ロッカー等)	

8 職員数(指導教員を含む。)

歯科医師	歯科衛生士	その他	計
名	名	名	名

9 添付書類

(1) 施設の平面図

(ユニット及び学生控室を明示し、歯科臨床の実習施設として学生が使用する部分を赤で囲み表示のこと。)

(2) 指導教員の就任承諾書(様式 2-6)、履歴書、免許証等の写

年 月 日

設 置 者 殿

施 設 名
所 在 地
電 話 番 号
開設年月日
開 設 者 名



歯科臨床の実習施設以外の実習施設承諾書

(養成施設名称)養成所(又は学校)の実習施設として(実習施設名)を使用することを承諾します。

記

1 実習指導者の略歴

氏名 (生年月日)	最終基礎学歴 (卒業年)	専門学歴 (卒業年)	実務年数

2 1回あたりの学生受入数 名

3 実習期間 年 月から 月までの 日間(実日数)

4 利用者数 定員 人
利用者 人/月(延べ 人/月)

5 職員数

区分	定員	現員	非常勤	品名	定員	現員	非常勤
歯科医師				介護福祉士			
歯科衛生士				その他の介護職員			
医師				理学療法士			
保健師				作業療法士			
助産師				その他			
看護師							
准看護師							

6 添付書類

(1) 実習指導者の就任承諾書(様式 2-6)、履歴書、免許証等の写

7 備考

--

(作成上の注意)

- 4の「利用者数」の欄については、次の数を記載すること。
 - 介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の場合は、入所及び通所定員を記載すること。
 - その他の施設の場合は、適宜その施設の利用状況がわかるような数を記載すること。
- 介護老人保健施設及び介護老人福祉施設については、そのサービス内容を「備考」欄に記載すること。